

いじめ防止基本方針

令和8年度

泉大津市立東陽中学校

目次

(基本理念)	・・・ 2
(定義)	
いじめの防止	・・・ 3
①基本的考え方	
②いじめの防止のための処置	
ア) いじめについての共通理解	
イ) いじめに向かわない態度・能力の育成	
ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意	
エ) 自己有用感や自己肯定感を育む	・・・ 4
(2) 早期発見	・・・ 5
①基本的考え方	
② いじめの早期発見のための処置	
(3) いじめに対する処置	・・・ 6
①基本的な考え方	
②いじめの発見・通報を受けたときの対応	
③いじめられた生徒又はその保護者への支援	
④いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	・・・ 7
⑤いじめが起きた集団への働きかけ	
⑥ネット上のいじめへの対応	・・・ 8
(4) いじめ解消の判断基準	
(5) その他の留意事項	
①組織的な指導體制	
②校内研修の充実	
③地域や家庭との連携について	・・・ 9
○いじめ・不登校対策委員会構成メンバー	
○いじめ対応フロー（いじめの発覚時の適切な対応に向けて）	・・・ 10
❶「チーム対応」による迅速な初期対応と情報の共有、対応の方向性の決定	
❷教職員とSC、SSW等が連携したチーム対応	
❸事案の教訓化と継続的な取組み	・・・ 11
○いじめ防止対策年間計画	・・・ 12

いじめ防止基本方針

泉大津市立東陽中学校

【基本理念】

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない重大な問題であり、決して許されることのない行為であるとする。

近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化するいじめの問題を踏まえ、その解決を図るために、学校、家庭、地域は互いに連携協力し、その変化にも対応できる取組の推進に努めなければならない。いじめは潜在化・陰湿化の傾向を示し、発見することが難しくなっており、速やかな対応による早期の解消が非常に困難になってきている現状がある。また、いじめの事象の原因や背景においては、生徒を取り巻く環境に複雑な要因が絡み合っていると考えられるが、その解決にあたっては「いじめは人間として絶対に許されない」との認識のもと、いじめられている生徒の心情を理解し、本人や保護者の気持ちを十分に理解し、細心の注意を払うことが必要である。

すべての生徒にとって学校が安心して楽しく学べる場所となるよう学校が一体となった取り組みを推進する。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒との何らかの人的関係をさし、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(1) いじめの防止

① 基本的考え方

いじめはどの子供にも起こりうる、どの子供も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。

未然防止の基本は、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行うことである。

② いじめの防止のための措置

ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、生徒に対しても、全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。

本校では、校内研修会で、「いじめ」についての研修を行い、教職員の「いじめ」についての見識を深める。

イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

本校では、生徒達が打ち解けあえるように、学活などで、構成的グループ・エンカウンター一等を実施する。

ウ) いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

本校では、わかりやすい授業を実施する為に生徒に対し、授業アンケートを実施し、その結果を教員にフィードバックして今後の授業を改善するようにする。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助

長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払うこと。

エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫すること。

オ) 生徒自らがいじめについて学び、取り組む

生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。

なお、教職員は、全ての生徒がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけること。本校では生徒会と連携しながら、いじめ防止啓発活動を推進していく。

1年生では3学期に、「夢を語ろう」という取り組みを行い、自分の夢や生き方に向き合い、クラスメイトに夢を語ることにより、自分の将来に対する前向きな気持ち、人と関わる上での正しい言葉遣い、夢に向かうために支えてくれる周囲の人の存在について考えさせる機会を持つ。

(2) 早期発見

① 基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえば、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

なお、指導に困難を抱える学級や学年では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意すること。また、例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応すること。

② いじめの早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

本校では、6・10・2月にこころのアンケートを実施する。また、4・9月に個人面接週間を設け、全校生徒と担任との個人面談を実施する。

生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検し、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。なお、教育相談等で得た、生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱うこと。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、班ノート等、教職員と生徒の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。なお、これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有すること。

(3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うこと。

これらの対応について、「5つのレベルに応じた問題行動への対応チャート」（別添）を活用するなど、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保すること。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「いじめ・不登校対策委員会」に直ちに情報を共有し、「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに被害・加害生徒の保護者に連絡する。

学校が、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

③ いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじ

められた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

④ いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒らも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮すること。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行うこと。

⑤ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせること。また、児童生徒が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、謝罪はもちろんのこと、被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復、それを取り巻く集団が好ましい集団活動を取り戻した状態をいう。

⑥ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めること。

早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、学校ネットパトロールを実施するなど、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

(4) いじめ解消の判断基準

いじめ対応終了後、同一事案に関わることが少なくとも3ヶ月間何もなければ、解消したとする。いじめ対応後は約1か月ごとを目安に、被害児童生徒及び保護者に声かけを行うとともに3か月後の保護者への確認をもって、解消したと判断する。なお、いじめ被害の重大性から長期の期間が必要と判断した場合は、市教委が学校と協議の上、より長期の適切な期間を設定すること。

(5) その他の留意事項

① 組織的な指導體制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、「いじめ・不登校対策委員会」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。

② 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。教職員の異動等によって、教職員間の共通認識が形骸化してしまわないためにも、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

③ 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校だより、学級通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

まず、各クラス担任が、各家庭と繋がり、担任を介さず相談したい場合はスクールカウンセラーが対応する体制が出来ている。さらに、学校だけでは対応できない場合は、泉大津市教育委員会、泉大津警察の少年係、貝塚子ども家庭センター、堺少年サポートセンターとも連携し対応する。

いじめ・不登校対策委員会の構成メンバー

校長・教頭・首席・生徒指導主事・児童生徒支援コーディネーター
特別支援コーディネーター・学年主任・SC・SSW・養護教諭

いじめ対応フロー（いじめ発覚時の適切な対応に向けて）

【留意事項】

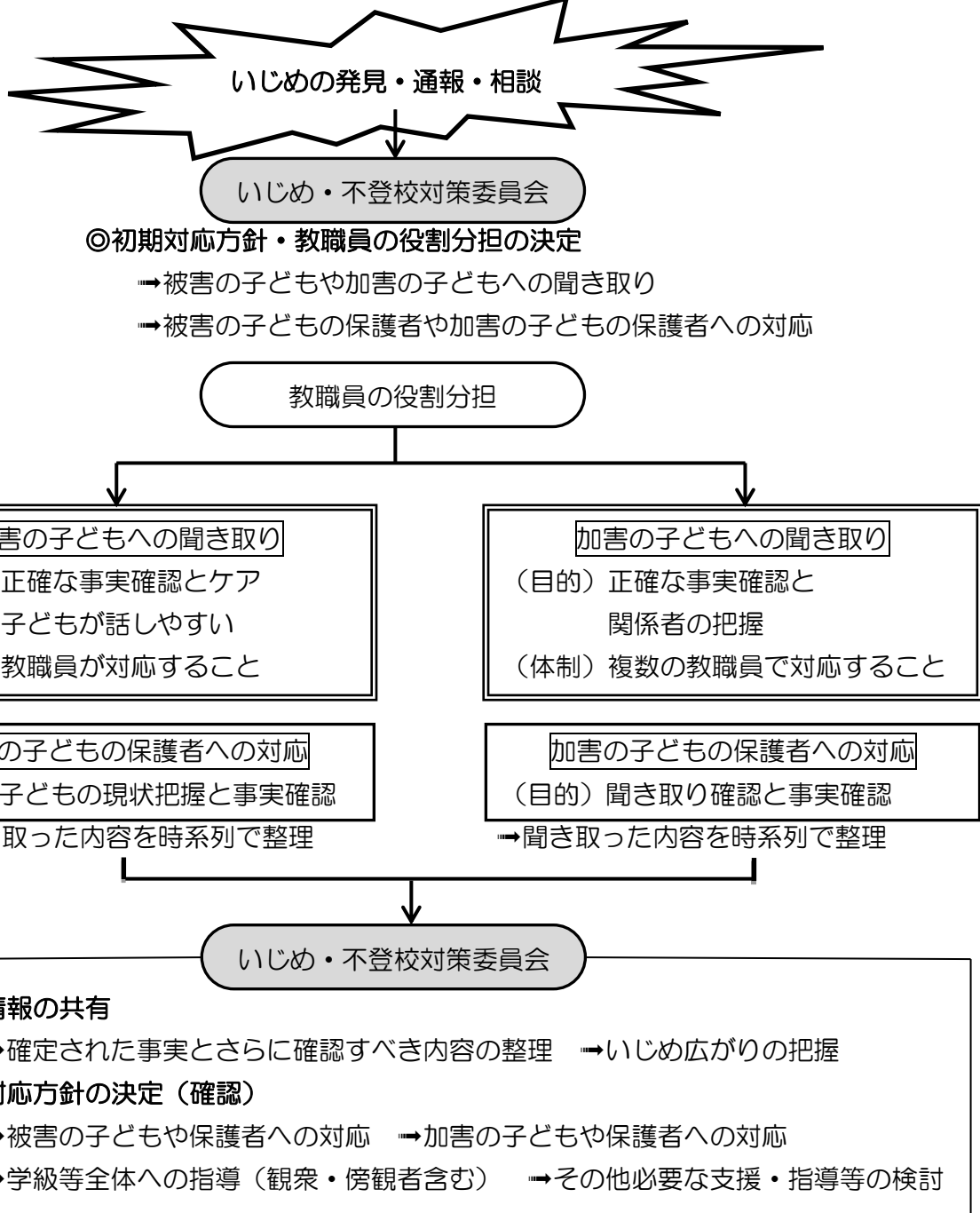
◎情報の取り扱い

- 教育委員会への報告 → その他状況に応じた対応（保護者・地域への説明等）
（※重大事態及びその可能性のあるいじめについては必ず市教委へ報告）

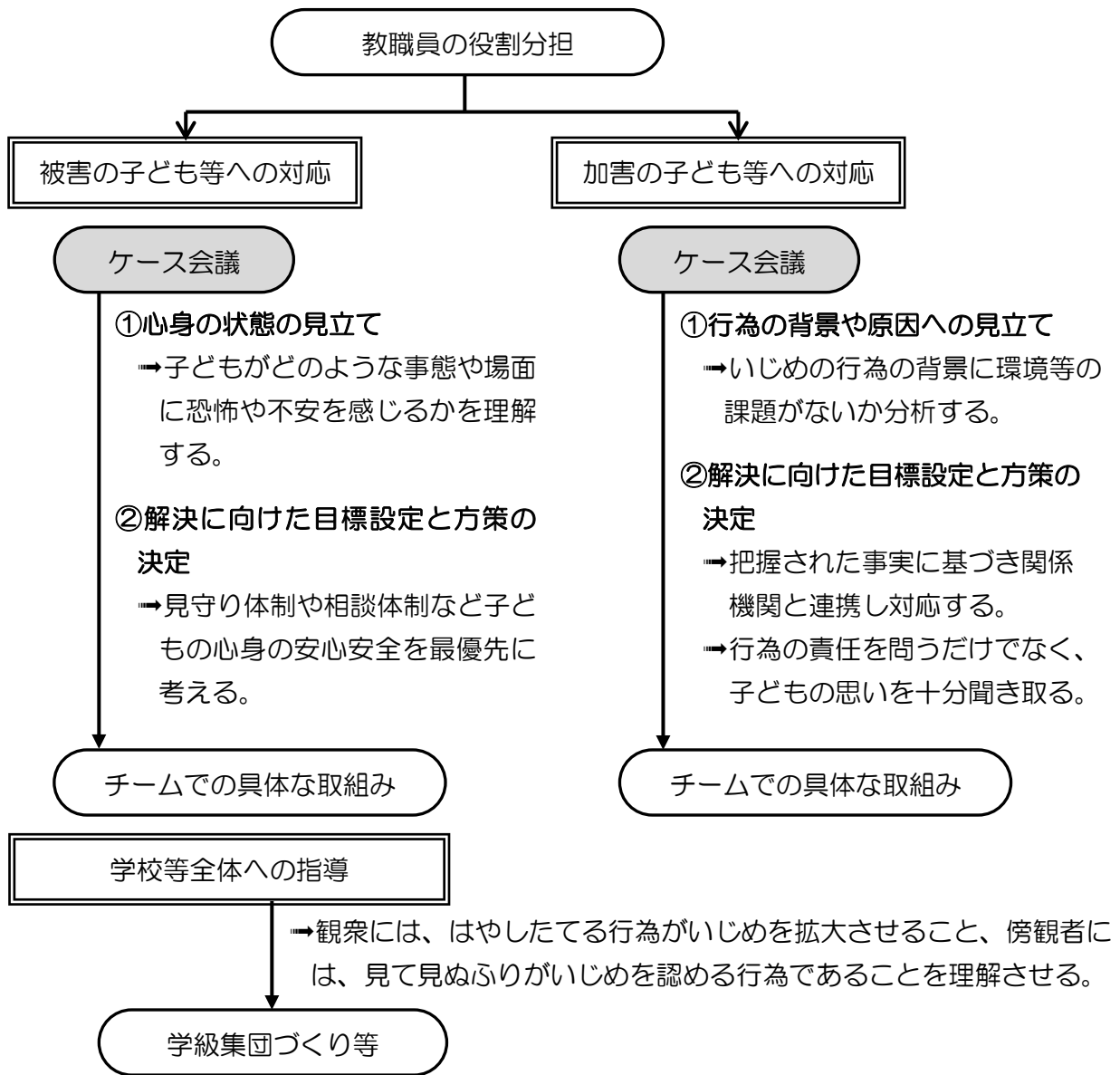
◎専門家や関係機関との連携

- 専門家の活用 → 関係機関との連携

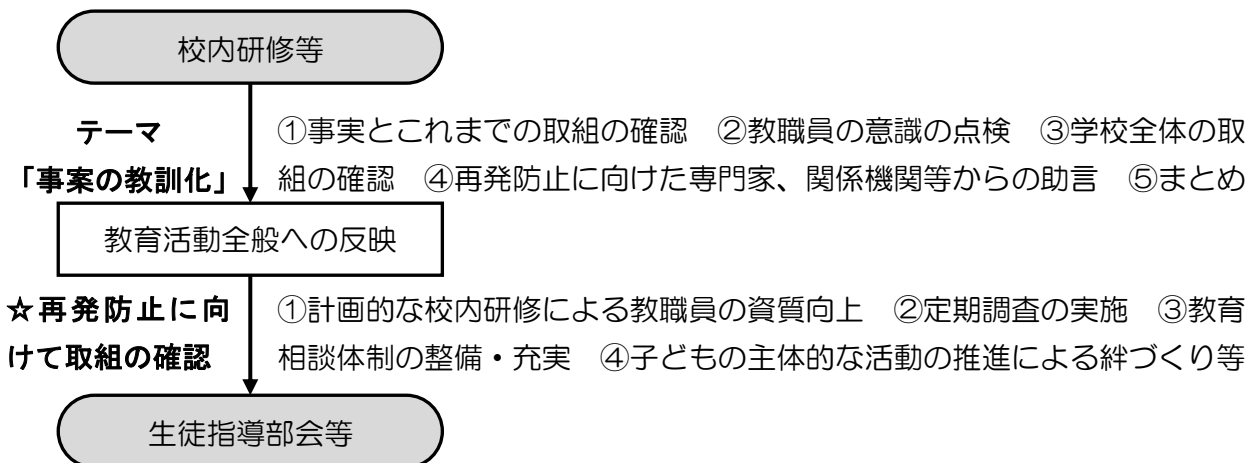
①「チーム対応」による迅速な初期対応と情報の共有、対応の方向性の決定



②教職員とSC、SSW等が連携したチーム対応



③事案の教訓化と継続的な取組み



いじめ防止対策年間計画

	1年	2年	3年	教職員
4月	相談窓口周知 個人面接週間 学活 挨拶運動	相談窓口周知 個人面接週間 学活 挨拶運動	相談窓口周知 個人面接週間 学活 挨拶運動	基本方針周知 カウンセリング便り配布 学活指導・個人面接週間 登校指導
5月	道徳(B主として人との関わりに関すること) オープンスクール	道徳(B主として人との関わりに関すること) オープンスクール	道徳(B主として人との関わりに関すること) オープンスクール	いじめ防止対策研修①
6月	こころのアンケート① いじめ防止啓発月間	こころのアンケート① いじめ防止啓発月間	こころのアンケート① いじめ防止啓発月間	こころのアンケート結果分析・対応 いじめ防止啓発月間
7月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会 いじめ不登校対策委員会 スクリーニング会議
8月				人権全体研修 生徒指導全体研修会 校内研修
9月	相談窓口周知 個人面接週間 挨拶運動	相談窓口周知 個人面接週間 挨拶運動	相談窓口周知 個人面接週間 挨拶運動	カウンセリング便り配布 個人面接週間 登校指導
10月	こころのアンケート②	こころのアンケート②	こころのアンケート②	いじめ防止対策研修② こころのアンケート結果分析・対応
11月	人権授業	人権授業	人権授業	人権授業実施 いじめ不登校対策委員会 スクリーニング会議
12月	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会	個人懇談会
1月	相談窓口周知 挨拶運動	相談窓口周知 挨拶運動	相談窓口周知 挨拶運動	カウンセリング便り配布
2月	こころのアンケート③ 『夢を語ろう』実施	こころのアンケート③	こころのアンケート③	こころのアンケート結果分析・対応 いじめ不登校対策委員会 スクリーニング会議
3月				全体反省会